

鹿児島県後期高齢者医療広域連合事務用クライアント機器等の賃貸借契約に係る入札仕様書

1 契約の内容

- (1) 機器の賃貸借（2のとおり）
- (2) 機器の導入（3のとおり）
- (3) 賃貸借満了後の機器の撤去・データ消去（4のとおり）

2 機器の賃貸借及び機器の調達・導入

- (1) 賃貸借期間
令和6年12月1日～令和11年11月30日
- (2) 対象機器等
別紙1「クライアント機器等仕様」のとおり
- (3) 機器の調達・納品

上記の対象機器等の初期設定および設置等については、株式会社南日本情報処理センター（以下「導入設定業者」という。）にて行うため、鹿児島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の指定した場所に納品を行うこと。

また、クライアント機器等の使用に係る設定及び設置を導入設定業者にて行うため、この導入設定業者が行う機器等の調達及び初期設定に係る費用は、賃貸借料に含めること。この機器等の調達及び初期設定費用について、入札参加希望の申請書を提出するまでに、導入設定業者に確認しておくこと。

（導入設定業者の連絡先等は、広域連合に問い合わせること。）

- (4) 機器の導入
別紙2「導入仕様書」・別紙3「設置場所一覧」のとおり

3 賃貸借満了後の機器の撤去・データ消去

賃貸借満了後の機器は返還するものとし、落札業者において撤去することとする。

また、保存されているデータが漏洩しないよう、受注者の責任において消去することとし、その処理方法を記載した証明書を提出することとする。

4 機器保守

賃貸借物品の機器保守を付帯すること。保守期間はメーカーによる無償保証期間を含め60ヶ月間とし、機器のハードウェア障害と判断される場合は、連絡を受けてから翌営業日までに技術員を派遣し、修理又は交換を行うこと。

5 入札価格

賃貸借期間を60月として1月あたりの金額を算定し、1か月分の賃貸借料を見積ることとする。（ただし、消費税額及び地方消費税額は含まないこととする。）

なお、賃貸借料の中には、機器の導入に係る経費、機器の保守に係る経費、賃貸借満了後の機器の撤去・データ消去に係る経費、公租公課、動産総合保険料などの必要な経費をすべて見込むこととする。

6 契約の締結

- (1) 賃貸借料

入札によって決定した賃貸借料とする。

(2) 契約の締結

広域連合と落札業者（以下「受注者」という。）は、落札決定通知を受けた日からできるだけ速やかに、賃貸借料及びこの入札仕様書の内容を記載した契約を締結する。

(3) 契約保証金

鹿児島県後期高齢者医療広域連合契約規則第31条第3号の規定に該当するところから免除する。

(4) 損害保険への加入

受注者は、物品に関し、賃貸期間中継続して動産総合保険を締結するものとし、その保険料は受注者が支払うものとする。

(5) 契約責任者の選出

受注者は、落札後速やかに、契約責任者1人を選任し、鹿児島県後期高齢者医療広域連合総務課へ報告する。

(6) 信義誠実なる契約履行義務

受注者は、広域連合と共に契約の目的を達成するため、契約に定める条項を、信義を重んじ、誠実に履行する。

7 賃貸借料の支払い

(1) 受注者は、広域連合に対し当該月の賃貸借料の請求を翌月に行うものとする。

(2) 広域連合は、適正な請求書を受領した日から30日以内に受注者に支払うものとする。

8 所有权の表示

受注者は、機器等に受注者の所有に属する旨のラベルを貼付することとする。

9 秘密情報等の取扱い

受注者は、この契約の履行に際し、秘密情報等の取扱いについては、別記「秘密情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

10 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、広域連合の書面による承諾を受けないで、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、若しくは担保に供し、又はその履行を委任し、若しくは請け負わせてはならない。

11 一般的損害等

- (1) この契約の履行に関して契約期間中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、広域連合の責めに帰すべき理由により生じたものについては、広域連合が負担する。
- (2) 前項にかかわらず、個人情報の漏洩、紛失等に係る損害は、契約期間後も受注者がその費用を負担する。

12 履行遅滞の場合における遅延賠償金

- (1) 受注者の責めに帰すべき理由により、賃貸借開始日までに賃貸借物品を借り受けることができない場合において、受注者の履行を認めるときは、当該賃貸借開始日

から使用可能となった日の前日までの日数に応じ、賃貸借料月額を12月分に換算した額（以下「年額相当額」という。）に対して本契約（変更契約を除く。）の締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した額（当該額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨て、当該額が、100円未満であるときはその全額を切り捨てた額）を遅延賠償金として徴収するものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

- (2) 遅延賠償金は、賃貸借料月額から控除する。
- (3) 遅延賠償金は、契約代金、契約保証金その他の支払金から控除する。
- (4) 延滞日数の計算については、検査その他広域連合及び受注者の都合によって経過した日数はこれを算入しない。

1.3 契約不適合責任

受注者は、賃貸借物品に契約不適合が発見された場合は、その責任において速やかにこれを補修又は交換しなければならない。なお、補修又は交換にかかる費用は、受注者が負担する。

1.4 転貸の禁止

広域連合は、物品を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ受注者の承諾があったときは、この限りでない。

1.5 公租公課

賃貸借物品に係る公租公課は、受注者が支払うものとする。ただし、賃貸借料月額に係る消費税及び地方消費税額についてはこの限りでない。

1.6 損害賠償

- (1) 受注者は、広域連合が故意又は重大な過失によって賃貸借物品に損害を与えた場合は、その損害を広域連合に請求することができる。
- (2) 前項の損害賠償の額は、広域連合と受注者が協議して定めるものとする。この場合において、受注者の付保する損害保険で補填される額は、この損害額から控除するものとする。

1.7 契約変更等

- (1) 広域連合は、賃貸借期間中に天災事変、賃金、物価等の激変その他予期しない特別な理由により、契約金額が著しく不適当であると認められることとなった場合は、受注者と協議して契約金額を変更することができる。
- (2) 前項に規定する場合のほか、広域連合が必要と認めるときは、受注者と協議の上この契約の内容を変更し、又はその履行の一時中止を命ずることができる。
- (3) 前項の規定により契約の内容を変更し、又は履行の一時中止を命じたことにより、受注者に損害が生じたときは、広域連合は受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、広域連合と受注者との間で協議して定めるものとする。

1.8 解除権

- (1) 広域連合は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- ① 受注者が、使用開始日までに物品の納入を完了しないとき又は完了する見込みがないと広域連合が認めるとき。
- ② 受注者が権利義務の譲渡等の禁止に違反したとき。
- ③ 受注者又は受注者の代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、広域連合の監督又は検査の実施に当たり広域連合職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。
- ④ 受注者の責めに帰すべき理由により物品が滅失し又はき損し、使用不可能となつたとき。
- ⑤ 受注者又は受注者の代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行について不正な行為をしたとき。
- ⑥ 受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当することが判明したとき。
- ⑦ 受注者の責めに帰する事由により契約の解除を申し出たとき。
- ⑧ 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、広域連合が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- ⑨ 前各号に定めるもののほか、受注者がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

19 談合その他不正行為による解除

- (1) 広域連合は、19の規定によるほか、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
 - ① 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第44号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者を構成員とする独占禁止法第2条第2項の事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - ② 受注者が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を受け、当該

納付命令が確定したとき。

- ③ 受注者が、独占禁止法第49条若しくは第62条第1項の規定による命令を受け、かつ、当該命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）を独占禁止法第14条に規定する出訴期間（以下「出訴期間」という。）内に提起しなかったとき。
- ④ 受注者が、抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟を取り下げたとき。
- ⑤ 受注者が、抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟の判決（第1号又は第2号の命令の全部を取り消すものを除く。）が確定したとき。
- ⑥ 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2.0 予算の減額又は削除に伴う契約の解除等

- (1) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、広域連合の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、広域連合は、この契約を変更又は解除することができる。
- (2) 広域連合は、前項によりこの契約を変更又は解除しようとするときは、当該年度の開始前の2月前までに、受注者にその旨を通知しなければならない。
- (3) 第1項の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、広域連合は受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、広域連合と受注者との間で協議して定めるものとする。

2.1 協議解除

広域連合は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

2.2 受注者の解除権

受注者は、次のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 18の(1)及び(2)により広域連合が契約内容を変更したため、契約期間の始期から満了の日までの賃貸借料の総額が当初の3分の1以上減少したとき。
- (2) 18の(2)により、広域連合が契約の履行を一時中止した場合において、その中止期間が契約期間の3分の1を超えるとき。
- (3) 広域連合がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となつたとき。
- (4) 契約締結後生じたやむを得ない理由により、広域連合の承諾を受けたとき。

2.3 契約解除の場合の原状回復等

- (1) この契約が解除された場合において、既に履行された部分があるときは、広域連合は、当該履行部分に対する賃貸借料相当額を支払うものとする。
- (2) 受注者は、この契約が解除された場合において、広域連合からの貸与物、支給材料その他の物件があるときは、広域連合の指示に従いこれを広域連合に返還し、受注者の物件その他広域連合が返還を受けることを要しない物件があるときは広域連合と協議して定めた期間内にこれを引き取り、その他原状回復をするものとする。ただし、原状回復の必要がないときは、この限りでない。

- (3) 受注者が、正当な理由がなく、前項に規定する物件の返還、引取りその他原状回復をしないときは、広域連合は、受注者に代わってその物件を処分することができる。この場合において、受注者は、その処分方法について異議の申立てができるず、かつ、これに要した費用を負担しなければならない。
- (4) 22、23の受注者の解除権により契約が解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、広域連合は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、広域連合と受注者との間で協議して定めるものとする。

24 関係規程の遵守

受注者は、この契約条項のほかに、法令、並びに広域連合の関係規程を遵守しなければならない。

25 協議

契約に関して疑義が生じた事項は、広域連合と受注者が協議の上定める。

秘密情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、広域連合の所有する秘密情報及び個人情報（以下「秘密情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、秘密情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密情報)

第2条 秘密情報とは、広域連合が受注者に対して提供する情報及びこの契約による業務に関して受注者が知ることになった広域連合に関連する情報のうち、業務上、技術上、財産上、その他性質の如何に拘わらず有益な情報及び秘密とされるべき情報をいう。ただし、以下の各号のいずれかに該当する情報であって、受注者が明確な資料によってこのことを証明できる情報は、秘密情報から除外する。

- (1) 受注者が受領したとき、すでに受注者が正当に保持していた情報
- (2) 受注者が受領したとき、すでに公知であった情報
- (3) 受注者が受領した後、広域連合の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
- (4) 受注者が正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わず入手した情報
- (5) 受注者が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (6) 広域連合が書面によって事前に承諾した情報

(個人情報)

第3条 個人情報とは、広域連合が受注者に対して提供する情報及びこの契約による業務に関して受注者が知ることになった広域連合に関連する情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、識別番号、記号、符号、画像、音声、その他の記述等により特定の個人を識別できるもの並びに法令等又は鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例によって個人情報としての規制あるいは保護を受ける情報をいう。

(秘密情報等の権利の帰属)

第4条 受注者は、秘密情報等に関する有形・無形の権利はすべて広域連合に帰属するものであることを了承し、秘密情報等について自らの権利を主張しない。

2 受注者は、秘密情報等が記載ないし記録された書面、図表、記述、報告、記録媒体等の有体物（秘密情報等が複写された有体物を含む。）は、広域連合の書面による事前の承諾がある場合を除き、すべて広域連合の専有財産となることを了承し、当該有体物自体について自らの権利を主張しない。ただし、秘密情報等が、受注者所有の記録媒体等の有体物に、本契約に違反することなく一時的に保存されたことが明らかな場合であって、当該秘密情報等が一時的な保存の目的に従ってすべて消去された場合の当該有体物自体についての権利はこの限りでない。

(秘密情報等の取扱責任者)

第5条 受注者は、広域連合から提供された資料等の使用及び保管に当たっては、取扱責任者を定め秘密情報等の保護が図られるよう細心の注意を払わなければならぬ。

(秘密保持及び事故防止)

第6条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た秘密情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た秘密情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他秘密情報等の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

3 受注者は、この契約による業務に関して知り得た秘密情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の秘密情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(保有の制限等)

第7条 受注者は、この契約による業務を行うために秘密情報等を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により保有しなければならない。

2 受注者は、この契約による業務を処理するために特定の個人から直接書面により記録された当該本人の秘密情報等を取得するときは、あらかじめ、当該本人に対し、その業務の目的を明示しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第8条 受注者は、広域連合の指示又は承認があるときを除き、秘密情報等が記録された資料等を契約の目的以外の目的に使用してはならない。

(第三者への閲覧又は提供の禁止)

第9条 受注者は、秘密情報等を取り扱う業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときを除き、秘密情報等が記録された資料等を第三者に閲覧させ、又は提供してはならない。

(複写及び複製の禁止又は制限)

第10条 受注者は、秘密情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、広域連合がやむを得ない事情があると判断し広域連合が許可した範囲内においてはこの限りでない。

(外部持出しの禁止)

第11条 受注者は、秘密情報等が記録された資料等を広域連合の許可なしに広域連合が指定した場所から持ち出してはならない。

(返還又は廃棄等の義務)

第12条 受注者は、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、広域連合の指示に従い、秘密情報等が記載ないし記録された書面、図表、記述、報告、記録媒体等の有体物の一切を直ちに広域連合に返還しなければならない。ただし、返還が困難なものについては、広域連合の指示に従い処分し、その結果を広域連合に報告しなければならない。

(1) 時期ないし理由の如何に拘らず広域連合の要請があったとき。

(2) この契約による業務の履行が完了し、あるいは履行不能となったとき。

(3) 解除、解約、その他理由の如何に拘わらず、この契約による業務についての契約が終了したとき。

(4) その他広域連合が秘密情報等を保持する必要がなくなったとき。

2 受注者は、前項によって返還あるいは消去された秘密情報等を、いかなる方法においても、復元ないし再生してはならない。

(再委託等の禁止又は制限)

第13条 受注者は、この契約による業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合であって、広域連合の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約による業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、当該再委託先の行為について自己の行為と同様の責任を負うものとする。

3 受注者は、第1項の規定により秘密情報等を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、当該第三者に対し、この契約に規定する秘密情報等の保護に関する事項を遵守させるよう措置しなければならない。

(秘密情報等の管理)

第14条 受注者は、善良な管理者の注意義務をもって広域連合の秘密情報等を管理し、秘密情報等を保護するために、受注者自身の同様の情報等に関する採用している一切の予防措置をはじめ、秘密情報等の受領、利用、保管、返還、消去、廃棄、その他のすべての段階において、秘密情報等の漏洩が生じないように必要かつ適切な、あらゆる合理的な予防措置を実施しなければならない。

(立入調査)

第15条 広域連合は、委託業務の処理状況を調査するため必要があるときは、受注者の事務所に立ち入ることができるものとし、受注者は、これに応ずるものとする。

(報告義務)

第16条 受注者は、秘密情報等を取り扱う業務の処理状況について、広域連合に対し報告しなければならない。

2 受注者は、秘密情報等が記録された資料等に漏えい、滅失、き損その他の事故が発生したときは、直ちに広域連合に通知し、必要な措置を講ずるとともに遅滞なくその状況を書面により広域連合に報告しなければならない。

(指示)

第17条 広域連合は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている秘密情報等について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(法令等による開示)

第18条 受注者は、法令、判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令により、法的拘束力を有する開示請求が行われた場合、この契約の他の規定にかかわらず、当該秘密情報等を当該機関に対して開示することを妨げられない。ただし、受注者は、広域連合がその判断によりこれを争う機会を得られるよう、直ちにその要請、要求又は命令について、広域連合に通知するものとする。

(事故時の責任)

第19条 受注者の管理下にある秘密情報等について、不正アクセス、紛失、盗難、破壊、改ざん、漏洩、その他の事故が発生した場合の責任は、すべて受注者が負担する。

2 前項の場合、受注者は、直ちに当該事故の詳細について広域連合に状況を報告し、損害の発生・拡大の防止、証拠の保全、事実の調査、その他当該事故に対処するためのあらゆる合理的な措置をとるものとする。この場合において、受注者は、広域連合からの指示がある場合には、当該指示に従った措置をとることとする。

(損害賠償)

第20条 受注者は、本特記事項の違反、事故、その他受注者の責めに帰すべき事由によって、第三者に損害が生じ、あるいは第三者からの苦情が生じた場合には、受注者の責任及び負担において、損害の賠償及び適切な苦情への対処を行うものとし、広域連合には一切の損害を及ぼさないものとする。

2 受注者は、本特記事項の違反、事故、その他受注者の責めに帰すべき事由によつ

て、広域連合に損害を及ぼした場合には、広域連合に対し、その損害一切を賠償するものとする。

(契約解除)

第21条 広域連合は、受注者が本特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約を解除することができる。